

令和3年3月

第116回丹波市議会定例会議案書

人事案件（P 1、P 2）及び訴訟案件（P 9、P 10）は、白ページとしています。

議案第17号

交通系 IC カード ICOCA 購入変更契約の締結について

交通系 IC カード ICOCA 購入変更契約を次のとおり締結したいので、丹波市議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（平成16年丹波市条例第50号）第3条の規定により、議決を求める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

1 物品名	交通系 IC カード ICOCA		
2 数量	変更前	26,300枚	
	変更後	25,995枚	
	差引減数	305枚	
3 契約金額	変更前	52,600,000円	
	変更後	51,990,000円	
	差引減額	610,000円	
4 契約の相手方	名 称	西日本旅客鉄道 株式会社 執行役員鉄道本部営業本部長 室 博	
	所在地	大阪府大阪市北区芝田二丁目4番24号	

議案第18号

阿草辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画
の策定について

阿草辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙のとおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議決を求める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市総合整備計画

兵庫県丹波市山南町阿草辺地
(辺地の人口142人 面積9.7k m²)

1 辺地の概況

- (1) 辺地を構成する市(町)又は字の名称 丹波市山南町阿草
 (2) 地域の中心の位置 丹波市山南町阿草字北カイチ956番
 (3) 辺地度点数 102点

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、市の南東部に位置し、篠山川及び阿草川で二分され、深い谷に沿って約2キロメートルの区間に民家が点在している集落である。

市道青田阿草線は、地域住民の生活道路や水路の管理路、農道としての役割が大きい道路であるが、幅員が狭く車両の通行が困難なうえ、台風や豪雨の毎に山崩れ、護岸崩壊を繰り返しており、大変危険な状態にある。

現道の安全確保が困難なため、新たに篠山川対岸となる右岸側の里道を市道として認定し、幅員4mの道路改良を行うとともに既存路線に接続する篠山川を渡河する橋梁の新設、当該路線に接続する取付道路の改良及び当該路線の舗装新設工事を実施する。

以前より地元自治会からの改良要望があったが、橋梁の新設及び道路改良等により地域の分断が解消し、地域住民の生活において、利便性や安全性が確保される。また、当該路線の周辺部においては丹波竜化石等の貴重な地域資源を観光振興に活用した様々な取組が行われており、丹波竜の里計画に基づき恐竜化石発見現場周辺を整備し、遊歩道も整備している。遊歩道とつながる橋梁新設により、散策時における回遊性が実現し、恐竜化石と豊かな自然環境を活かした観光振興策に取り組むことで、恐竜化石発見現場や関連施設への往来者数が増加し、交流人口の増加及び地域活力の向上にも寄与する。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度から令和7年度まで 5年間

(単位 千円)

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
道路 市道青田阿草線	丹波市	284,800	0	284,800	284,800
合 計		284,800	0	284,800	284,800

議案第19号

市ノ貝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計
画の策定について

市ノ貝辺地に係る公共的施設の総合的な整備に関する財政上の計画を別紙の
とおり策定したいので、辺地に係る公共的施設の総合整備のための財政上の特
別措置等に関する法律（昭和37年法律第88号）第3条第1項の規定により、議
決を求める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市総合整備計画

兵庫県丹波市市島町市ノ貝辺地
(辺地の人口125人 面積2.6km²)

1 辺地の概況

- | | |
|-----------------------|-------------------|
| (1) 辺地を構成する市（町）又は字の名称 | 丹波市市島町中竹田 |
| (2) 地域の中心の位置 | 丹波市市島町中竹田字根木3028番 |
| (3) 辺地度点数 | 117点 |

2 公共的施設の整備を必要とする事情

当該辺地は、丹波市の北東部に位置し、山間地域の谷筋に住居が点在する人口密度の低い静かな集落となっている。

当該辺地地区にある市ノ貝公民館は、昭和4年に建築されているため老朽化が著しく、自治会活動拠点としての機能に支障をきたしている。

自治会活動の基盤である拠点施設を整備することにより、地区住民の利便性、安全性及び地域コミュニティの強化を図り、豊かな地域力の向上に寄与することができる。

3 公共的施設の整備計画

令和3年度（1年間）

（単位 千円）

施設名	事業 主体名	事 業 費	財 源 内 訳		一般財源のうち 辺地対策事業債 の予定額
			特定財源	一般財源	
市ノ貝 公民館	丹波市	31,000	0	31,000	31,000
合 計		31,000	0	31,000	31,000

議案第20号

丹波市ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市ふるさと寄附金基金条例の一部を改正する条例

丹波市ふるさと寄附金基金条例（平成23年丹波市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第6条に次の1項を加える。

2 地域再生法（平成17年法律第24号）第13条の2に基づく寄附金は、まち・ひと・しごと創生法（平成26年法律第136号）第10条第1項に規定する市町村まち・ひと・しごと創生総合戦略として策定する計画に掲げる事業の経費の財源に充てるものとする。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第22号

丹波市立水上勤労青少年ホーム条例を廃止する条例の制定について

丹波市立水上勤労青少年ホーム条例を廃止する条例を次のように定めることについて、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立水上勤労青少年ホーム条例を廃止する条例

丹波市立水上勤労青少年ホーム条例（平成16年丹波市条例第89号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第23号

丹波市立住民センター条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立住民センター条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立住民センター条例の一部を改正する条例

丹波市立住民センター条例（平成23年丹波市条例第2号）の一部を次のように改正する。

別表第2丹波市立水上住民センター施設使用料の表に次のように加える。

別館談話室兼講習室	1時間	使用	210円	360円	
		未使用	150円	310円	
別館和室	1時間	使用	210円	360円	
		未使用	150円	310円	
別館音楽室	1時間	使用	310円	520円	
		未使用	210円	410円	
別館料理講習室	1時間	使用	390円	690円	
		未使用	290円	580円	
別館軽運動室	1時間	使用	470円	780円	
		未使用	310円	620円	
別館生涯学習室	1時間	使用	310円	520円	
		未使用	210円	410円	

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。

(準備行為)

2 この条例による改正後の丹波市立住民センター条例に規定する丹波市立水上住民センターの使用の許可その他この条例を施行するために必要な準備行為は、この条例の施行日前においても行うことができる。

議案第24号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市福祉医療費助成条例の一部を改正する条例

丹波市福祉医療費助成条例（平成16年丹波市条例第106号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「平成18年厚生労働省令第32号」を「平成11年厚生省令第58号」に改め、「第5号」の右に「まで」を加え、同項第3号中「（明治29年法律第89号）」を削る。

附則第6項中「令和3年6月30日」を「令和6年6月30日」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第25号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例の制定について

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の施行に伴う
関係条例の整理に関する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

新型インフルエンザ等対策特別措置法等の一部を改正する法律の
施行に伴う関係条例の整理に関する条例

(丹波市国民健康保険条例の一部改正)

第1条 丹波市国民健康保険条例（平成16年丹波市条例第127号）の一部を次のように改正する。

附則第6項中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2に規定する新型コロナウイルス感染症」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例)

第2条 新型コロナウイルス感染症の影響による国民健康保険税の減免に関する条例（令和2年丹波市条例第39号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報告されたものに限る。）である感染症をいう。以下同じ。）」に改める。

(新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例)

第3条 新型コロナウイルス感染症の影響による介護保険料の減免に関する条例（令和2年丹波市条例第42号）の一部を次のように改正する。

第1条中「新型インフルエンザ等対策特別措置法（平成24年法律第31号）附則第1条の2第1項に規定する新型コロナウイルス感染症（以下「新型コロナウイルス感染症」という。）」を「新型コロナウイルス感染症（病原体がベータコロナウイルス属のコロナウイルス（令和2年1月に、中華人民共和国から世界保健機関に対して、人に伝染する能力を有することが新たに報

告されたものに限る。) である感染症をいう。以下同じ。) 」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第26号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市介護保険条例の一部を改正する条例

丹波市介護保険条例（平成16年丹波市条例第130号）の一部を次のように改正する。

第4条第1項中「平成30年度から令和2年度まで」を「令和3年度から令和5年度まで」に改め、同項第1号中「24,730円」を「24,940円」に改め、同項第2号中「44,520円」を「44,900円」に改め、同項第3号中「53,010円」を「53,460円」に改め、同項第4号中「63,610円」を「64,150円」に改め、同項第5号中「70,680円」を「71,280円」に改め、同項第6号中「84,810円」を「85,530円」に改め、同号ア中「第35条の2第1項」の右に「、第35条の3第1項」を加え、「第38条第4項」を「第22条の2第2項」に改め、「得た額」の右に「とし、当該合計所得金額が零を下回る場合には、零」を加え、「この項において」を削り、同項第7号中「91,880円」を「92,660円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に改め、同項第8号中「106,020円」を「106,920円」に改め、同号ア中「200万円」を「210万円」に、「300万円」を「320万円」に改め、同項第9号中「120,150円」を「121,170円」に改め、同号ア中「300万円」を「320万円」に、「400万円」を「430万円」に改め、同項第10号中「134,290円」を「135,430円」に改め、同号ア中「400万円」を「430万円」に、「600万円」を「650万円」に改め、同項第11号中「139,940円」を「141,130円」に改め、同条第2項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「14,130円」を「14,250円」に改め、同条第3項中「令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「14,130円」を「14,250円」に、「26,850円」を「27,080円」に改め、同条第4項中「令和元年度及び令和2年度」を「令和3年度から令和5年度までの各年度」に、「14,130円」を「14,250円」に、「49,470円」を「49,890円」に改める。

第6条第3項中「ハ」を「ニ」に、「又は第6号口」を「、第6号口、第7号口、第8号口又は第9号口」に、「第6号まで」を「第9号まで」に改める。

第7条第1項中「地方税法第292条第1項第13号に規定する」を削る。

附則に次の1条を加える。

(令和3年度から令和5年度までの保険料率の算定に関する基準の特例)
第9条 第1号被保険者のうち、令和2年の合計所得金額に所得税法(昭和40年

法律第33号) 第28条第1項に規定する給与所得又は同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得が含まれている者の令和3年度における保険料率の算定についての第4条第1項(第6号ア、第7号ア、第8号ア、第9号ア及び第10号アに係る部分に限る。)の規定の適用については、同項第6号ア中「租税特別措置法」とあるのは、「所得税法(昭和40年法律第33号)第28条第1項に規定する給与所得及び同法第35条第3項に規定する公的年金等に係る所得の合計額については、同法第28条第2項の規定によって計算した金額及び同法第35条第2項第1号の規定によって計算した金額の合計額から10万円を控除して得た額(当該額が零を下回る場合には、零とする。)によるものとし、租税特別措置法」とする。

- 2 前項の規定は、令和4年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和3年」と読み替えるものとする。
- 3 第1項の規定は、令和5年度における保険料率の算定について準用する。この場合において、同項中「令和2年」とあるのは、「令和4年」と読み替えるものとする。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(経過措置)

- 2 この条例による改正後の丹波市介護保険条例第4条の規定は、令和3年度分の保険料から適用し、令和2年度以前の年度分の保険料率については、なお従前の例による。

議案第27号

丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例（平成25年丹波市条例第13号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）

」

を

「

第4節 運営に関する基準（第196条—第202条）

第10章 雜則（第203条）

」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

5 指定地域密着型サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定地域密着型サービス事業者は、指定地域密着型サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第5項第1号中「いう。」の右に「第47条第4項第1号及び」を加え、同項第2号中「いう。」の右に「第47条第4項第2号において同じ。」を加え、同項第3号中「いう。」の右に「第47条第4項第3号において同じ。」を加え、同項第4号中「いう。」の右に「第47条第4項第4号において同じ。」を加え、同項第5号中「いう。」の右に「第47条第4項第5号、」を加え、同項第6号中

「いう。」の右に「第47条第4項第6号、」を加え、同項第7号中「いう。」の右に「第47条第4項第7号、」を加え、同項第8号中「いう。」の右に「第47条第4項第8号及び」を加え、同条第12項中「第4項及び第2号」を「第1項第1号イ及び第2号」に改める。

第31条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第32条に次の1項を加える。

5 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第32条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第32条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第33条に次の1項を加える。

3 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第34条に次の1項を加える。

2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所に備え付け、

かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第39条第1項中「協議会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項、第59条の17第1項及び第87条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第40条の次に次の1条を加える。

（虐待の防止）

第40条の2 指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所において、定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第47条第1項第1号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同項第2号中「とする。」を削り、同項第3号中「専ら」及び「とする。」を削り、同号ただし書を削り、同条に次の5項を加える。

- 3 オペレーターは専らその職務に従事する者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス、同一敷地内の指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務又は利用者以外の者からの通報を受け付ける業務に従事することができる。
- 4 指定夜間対応型訪問介護事業所の同一敷地内に次に掲げるいずれかの施設等がある場合において、当該施設等の入所者等の処遇に支障がない場合は、前項本文の規定にかかわらず、当該施設等の職員をオペレーターとして充てることができる。
 - (1) 指定短期入所生活介護事業所
 - (2) 指定短期入所療養介護事業所
 - (3) 指定特定施設
 - (4) 指定小規模多機能型居宅介護事業所
 - (5) 指定認知症対応型共同生活介護事業所
 - (6) 指定地域密着型特定施設
 - (7) 指定地域密着型介護老人福祉施設
 - (8) 指定看護小規模多機能型居宅介護事業所
 - (9) 指定介護老人福祉施設
 - (10) 介護老人保健施設

- (11) 指定介護療養型医療施設
- (12) 介護医療院

- 5 随時訪問サービスを行う訪問介護員等は、専ら当該随時訪問サービスの提供に当たる者でなければならない。ただし、利用者の処遇に支障がない場合は、当該夜間対応型訪問介護事業所の定期巡回サービス又は同一敷地内にある指定訪問介護事業所若しくは指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務に従事することができる。
- 6 当該夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対するオペレーションセンターサービスの提供に支障がない場合は、第3項本文及び前項本文の規定にかかわらず、オペレーターは、随時訪問サービスに従事することができる。
- 7 前項の規定によりオペレーターが随時訪問サービスに従事している場合において、当該指定夜間対応型訪問介護事業所の利用者に対する随時訪問サービスの提供に支障がないときは、第1項の規定にかかわらず、随時訪問サービスを行う訪問介護員等を置かないことができる。

第55条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

(8) 虐待の防止のための措置に関する事項

第56条第2項ただし書中「随時訪問サービスについては」を「指定夜間対応型訪問介護事業所が、適切に指定夜間対応型訪問介護を利用者に提供する体制を構築しており」に、「指定訪問介護事業所との」を「指定訪問介護事業所又は指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所（以下この条において「指定訪問介護事業所等」という。）との密接な」に改め、「ときは」の右に「、市長が地域の実情を勘案し適切と認める範囲内において、指定夜間対応型訪問介護の事業の一部を」を、「指定訪問介護事業所」の右に「等」を加え、「訪問介護員等」を「従業者」に改め、同条第3項中「前項」の右に「本文」を加え、「指定夜間対応型訪問介護事業者が指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業者の指定を併せて受け、かつ、指定夜間対応型訪問介護の事業と指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護の事業とが同一敷地内において一体的に運営されている場合（第32条第2項ただし書の規定により当該夜間対応型訪問介護事業所の従業者が当該指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護事業所の職務を行うことにつき市長に認められている場合に限る。）であって、利用者の処遇に支障がないときは」を「オペレーションセンターサービスについては」に、「定期巡回サービス又は随時訪問サービスの事業の一部を他の指定訪問介護事業所又は指定夜間対応型訪問介護事業所の従業者に行わせることができる」を「複数の指定夜間対応型訪問介護事業所の間の契約に基づき、当該複数の指定夜間対応型訪問介護事業所が密接な連携を図ることにより、一体的に利用者又はその家族等からの通報を受けることができる」に改め、同条に次の1項を加える。

- 5 指定夜間対応型訪問介護事業者は、適切な指定夜間対応型訪問介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより夜間対応型訪問介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第57条に次の1項を加える。

- 2 指定夜間対応型訪問介護事業者は、指定夜間対応型訪問介護事業所の所在

する建物と同一の建物に居住する利用者に対して指定夜間対応型訪問介護を提供する場合には、当該建物に居住する利用者以外の者に対しても指定夜間対応型訪問介護の提供を行うよう努めなければならない。

第59条前段中「第33条」を「第32条の2」に、「、第40条及び第41条」を「及び第40条から第41条まで」に改め、同条中「第33条及び第34条」を「第32条の2 第2項、第33条第1項並びに第3項第1号及び第3号、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号」に改める。

第59条の12中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の13第3項中「ならない。」の右に「その際、当該指定地域密着型通所介護事業者は、全ての地域密着型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型通所介護事業者は、適切な指定地域密着型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第59条の15に次の1項を加える。

3 指定地域密着型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第59条の16第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、地域密着型通所介護従業者に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定地域密着型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定地域密着型通所介護事業所において、地域密着型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第59条の17第1項中「協議会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第59条の20中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を、「規程」と、」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨

時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「地域密着型通所介護従業者」と」を削る。

第59条の20の3前段中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を加え、同条中「第34条において」を「第34条第1項において」に、「第34条中」を「第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に、「従事者」を「従業者」に、「及び第59条の13第3項」を「、第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」に改める。

第59条の34中「次に」を「、次に」に改め、同条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第59条の36第1項中「サービス提供管理委員会」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)」を加える。

第59条の38中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を、「この場合において」の右に「、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を加え、「第34条中」を「第34条第1項中」に改め、「、「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「療養通所介護従業者」と」を削り、「第59条の13第3項」の右に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第64条第1項中「又は施設」の右に「(第66条第1項において「本体事業所等」という。)」を加える。

第65条第2項中「第82条第7項」の右に「、第110条第9項」を加える。

第66条第1項ただし書中「する。」の右に「なお、共用型指定認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第73条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第80条中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条まで」の右に「、第40条の2」を、「規程」と、」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、「第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」「、「第59条の13第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「認知症対応型通所介護従業者」と」」に改める。

第82条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、「指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改める。

第83条第3項中「第111条第2項」を「第111条第3項」に改める。

第87条中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の右に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場合に

あっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならぬ。」を加える。

第92条第6号中「前項」を「前号」に改める。

第100条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第101条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第108条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「小規模多機能型居宅介護従業者」とを削り、「第59条の13第3項」の右に「及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

第110条第1項中「」をいう。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居がすべて同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができます。

第110条第5項中「共同生活住居」を「指定認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条第10項中「第10項」を「第11項」に改め、同項を同条第11項とし、同条中第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所（指定認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定認知症対応型共同生活介護事業所に対して指定認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」

という。)との密接な連携の下で運営されるものをいう。以下同じ。)については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第111条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第113条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書を削る。

第117条第7項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同条第8項中「外部の者による」を「次に掲げるいずれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

(1) 外部の者による評価

(2) 第128条において準用する第59条の17第1項に規定する運営推進会議における評価

第121条中「指定地域密着型サービス」の右に「（サテライト型指定認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第122条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

(7) 虐待の防止のための措置に関する事項

第123条第3項中「ならない。」の右に「その際、当該指定認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第128条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「規程」と、」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削り、「第4節」と」の右に「、第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を加える。

第138条第6項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第145条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第146条第4項中「ならない。」の右に「その際、当該指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、全ての地域密着型特定施設従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 指定地域密着型特定施設入居者生活介護事業者は、適切な指定地域密着型特定施設入居者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより地域密着型特定施設従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第149条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、「この場合において」の右に「、第32条の2第2項」を加え、「第34条中」を「第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」に改め、「随時対応型」の右に「訪問」を、「第4節」との右に「第59条の16第2項第1号及び第3号中「地域密着型通所介護従業者」とあるのは「地域密着型特定施設従業者」と」を加える。

第151条第1項に次のただし書を加える。

ただし、他の社会福祉施設等の栄養士又は管理栄養士との連携を図ることにより当該指定地域密着型介護老人福祉施設の効果的な運営を期待することができる場合であって、入所者の処遇に支障がないときは、第4号の栄養士又は管理栄養士を置かないことができる。

第151条第1項第4号中「栄養士」の右に「又は管理栄養士」を加え、同条第3項ただし書中「、指定地域密着型介護老人福祉施設（ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設（第178条に規定するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を除く。以下この項において同じ。）にユニット型指定介護老人福祉施設（指定介護老人福祉施設の人員、設備及び運営に関する基準（平成11年厚生省令第39号。以下「指定介護老人福祉施設基準」という。）第38条に規定するユニット型指定介護老人福祉施設をいう。以下この項において同じ。）を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（指定介護老人福祉施設基準第47条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）又は指定地域密着型介護老人福祉施設にユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設を併設する場合の指定地域密着型介護老人福祉施設及びユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設の介護職員及び看護職員（第187条第2項の規定に基づき配置される看護職員に限る。）を除き」を削り、同条第8項各号列記以外の部分中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同項第1号中「栄養士」を「生活相談員、栄養士若しくは管理栄養士」に改め、同項第2号から第4号までの規定中「栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加え、同条第12項中「平成18厚生労働省令第35号」を「平成18年厚生労働省令第35号」に改め、同条第13項中「施設の生活相談員、栄養士」の右に「若しくは管理栄養士」を加える。

第157条第6項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第158条第6項中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、入所者又はその家族（以下この項において「入所者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該入所者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第163条の次に次の2条を加える。

（栄養管理）

第163条の2 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の栄養状態の維持及び改善を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、各入所者の状態に応じた栄養管理を計画的に行わなければならない。

（口腔衛生の管理）

第163条の3 指定地域密着型介護老人福祉施設は、入所者の口腔の健康の保持を図り、自立した日常生活を営むことができるよう、口腔衛生の管理体制を整備し、各入所者の状態に応じた口腔衛生の管理を計画的に行わなければならない。

第168条中第8号を第9号とし、第7号の次に次の1号を加える。

（8）虐待の防止のための措置に関する事項

第169条第3項中「ならない。」の右に「その際、当該指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第171条第2項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項第3号中「研修」の右に「並びに感染症の予防及びまん延の防止のための訓練」を加える。

第175条第1項第3号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加え、同項に次の1号を加える。

（4）前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第177条中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条」の右に「、第40条の2」を、「規程」と、」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・随時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第180条第1項第1号ア中「おおむね10人以下としなければならない」を「原則としておおむね10人以下とし、15人を超えないものとする」に改め、同号ア（ウ）中「次のいずれかを満たすこと」を「10.65平方メートル以上とすること。ただし、（ア）ただし書の場合にあっては、21.3平方メートル以上とすること」に改め、同号ア（ウ）a及びbを削る。

第182条第8項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行

うことができるものとする。)」を加える。

第186条中第9号を第10号とし、第8号の次に次の1号を加える。

(9) 虐待の防止のための措置に関する事項

第187条第4項中「ならない。」の右に「その際、当該ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、全ての従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

5 ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、適切な指定地域密着型介護老人福祉施設入所者生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第189条中「第28条」の右に「、第32条の2」を、「第38条」の右に「、第40条の2」を、「規程」と、」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「従業者」と」を削る。

第191条第11項ただし書中「前項」を「第7項」に改める。

第202条中「第28条」の右に「、第32条の2」を加え、「、第41条」を「から第41条まで」に改め、同条後段中「規程」と、」の右に「同項、第32条の2第2項、第34条第1項並びに第40条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第34条中「定期巡回・隨時対応型訪問介護看護従業者」とあるのは「看護小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削り、「第59条の13」の右に「第3項及び第4項並びに第59条の16第2項第1号及び第3号」を加える。

本則に次の1章を加える。

第10章 雜則

(電磁的記録等)

第203条 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第12条第1項（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）、第115条第1項、第136条第1項及び第155条第1項（第189条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型サービス事業者及び指定地域密着型サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾、締結その他これらに類するもの（以下「交

付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条第5項及び第40条の2（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第31条、第55条、第59条の12（第59条の20の3において準用する場合を含む。）、第59条の34、第73条、第100条（第202条において準用する場合を含む。）、第122条、第145条、第168条及び第186条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第32条の2（第59条、第59条の20、第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条、第177条、第189条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第33条第3項（第59条において準用する場合を含む。）及び第59条の16第2項（第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条、第128条、第149条及び第202条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第59条の13第3項（第59条の20の3、第59条の38、第80条、第108条及び第202条において準用する場合を含む。）、第123条第3項、第146条第4項、第169条第3項及び第187条第4項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(ユニットの定員に係る経過措置)

6 この条例の施行の日以降、当分の間、第180条第1項第1号ア（イ）の規定に基づき入居定員が10人を超えるユニットを整備するユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設は、第151条第1項第3号ア及び第187条第2項の基準

を満たすほか、ユニット型指定地域密着型介護老人福祉施設における夜間及び深夜を含めた介護職員並びに看護師及び准看護師の配置の実態を勘案して職員を配置するよう努めるものとする。

- 7 この条例の施行の際現に存する建物（基本的な設備が完成しているものを含み、この条例の施行の後に増築され、又は全面的に改築された部分を除く。）の居室、療養室又は病室（以下この項において「居室等」という。）であって、改正前の丹波市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例第180条第1項第1号ア（ウ）aの規定の要件を満たしている居室等については、なお従前の例による。

（栄養管理に係る経過措置）

- 8 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第163条の2（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（口腔衛生の管理に係る経過措置）

- 9 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第163条の3（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「行わなければ」とあるのは「行うよう努めなければ」とする。

（事故発生の防止及び発生時の対応に係る経過措置）

- 10 この条例の施行の日から起算して6月を経過するまでの間、第175条第1項（第189条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「次の各号に定める措置を講じなければ」とあるのは「次の第1号から第3号までに定める措置を講じるとともに、次の第4号に定める措置を講じるよう努めなければ」とする。

（介護保険施設等における感染症の予防及びまん延の防止のための訓練に係る経過措置）

- 11 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第171条第2項第3号（第189条において準用する場合を含む。）の規定にかかわらず、指定地域密着型介護老人福祉施設は、その従業者又は職員に対し、感染症及び食中毒の予防及びまん延の防止のための研修を定期的に実施するとともに、感染症の予防及びまん延の防止のための訓練を定期的に実施するよう努めるものとする。

議案第28号

丹波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一部を改正する条例

丹波市指定地域密着型介護予防サービスの事業の人員、設備及び運営並びに指定地域密着型介護予防サービスに係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平成25年丹波市条例第14号）の一部を次のように改正する。

目次中

「

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条
—第90条）

」

を

「

第5節 介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準（第87条
—第90条）

第5章 雜則（第91条）

」

に改める。

第3条に次の2項を加える。

- 5 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定地域密着型介護予防サービス事業者は、指定地域密着型介護予防サービスを提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第8条第1項中「又は施設」の右に「（第10条第1項において「本体事業所等」という。）」を加える。

第9条第2項中「第44条第7項」の右に「及び第71条第9項」を加える。

第10条第1項ただし書中「する。」の右に「なお、共用型指定介護認知症対応型通所介護事業所の管理上支障がない場合は、当該共用型指定介護予防認知症対応型通所介護事業所の他の職務に従事し、かつ、同一敷地内にある他の本体事業所等の職務に従事することとしても差し支えない。」を加える。

第27条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

（10）虐待の防止のための措置に関する事項

第28条第3項中「ならない。」の右に「その際、当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、全ての介護予防認知症対応型通所介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

4 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護予防認知症対応型通所介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第28条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第28条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防認知症対応型通所介護の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第30条に次の1項を加える。

3 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、第1項に規定する訓練の実施に当たって、地域住民の参加が得られるよう連携に努めなければならない。

第31条第2項中「必要な措置を講ずるよう努めなければならない」を「、次の各号に掲げる措置を講じなければならない」に改め、同項に次の各号を加え

る。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第32条に次の1項を加える。

- 2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第37条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第37条の2 指定介護予防認知症対応型通所介護事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護予防認知症対応型通所介護従業者に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防認知症対応型通所介護事業所において、介護予防認知症対応型通所介護従業者に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第39条第1項中「協議会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この項及び第49条において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加える。

第44条第6項の表中「指定地域密着型介護老人福祉施設」の右に「、指定介護老人福祉施設、介護老人保健施設」を加え、「、指定認知症対応型通所介護事業所、指定介護老人福祉施設又は介護老人保健施設」を「又は指定認知症対応型通所介護事業所」に改め、同条第7項中「（以下）の右に「この章において」を加える。

第45条第3項中「第72条第2項」を「第72条第3項」に改める。

第49条中「召集」を「招集」に改め、「行う会議」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者等が参加する場

合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。」を加える。

第57条中第10号を第11号とし、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 虐待の防止のための措置に関する事項

第58条に次の1項を加える。

2 前項本文の規定にかかわらず、過疎地域その他これに類する地域において、地域の実情により当該地域における指定介護予防小規模多機能型居宅介護の効率的運営に必要であると市が認めた場合は、指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業者は、市が認めた日から市介護保険事業計画（法第117条第1項に規定する市町村介護保険事業計画をいう。以下この項において同じ。）の終期まで（市が次期の市介護保険事業計画を作成するに当たって、新規に代替サービスを整備するよりも既存の指定介護予防小規模多機能型居宅介護事業所を活用することがより効率的であると認めた場合にあっては、次期の市介護保険事業計画の終期まで）に限り、登録定員並びに通いサービス及び宿泊サービスの利用定員を超えて指定介護予防小規模多機能型居宅介護の提供を行うことができる。

第65条前段中「第28条」の右に「、第28条の2」を加え、「及び第31条から第36条まで、第37条（第4項を除く。）」を「、第31条」に改め、「第39条まで」の右に「（第37条第4項を除く。）」を加え、同条中「規程」と、」の右に「同項、第28条第3項及び第4項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第28条第3項及び第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護予防小規模多機能型居宅介護従業者」と」を削る。

第71条第1項中「」をいう。」の右に「以下この項において同じ。」を加え、同項に次のただし書きを加える。

ただし、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の有する共同生活住居の数が3である場合において、当該共同生活住居が全て同一の階において隣接し、介護従業者が円滑な利用者の状況把握及び速やかな対応を行うことが可能な構造である場合であって、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者による安全対策が講じられ、利用者の安全性が確保されていると認められるときは、夜間及び深夜の時間帯に指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所ごとに置くべき介護従業者の員数は、夜間及び深夜の時間帯を通じて2以上の介護従業者に夜間及び深夜の勤務を行わせるために必要な数以上とすることができる。

第71条第5項中「共同生活住居」を「指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所」に改め、同条中第10項を第11項とし、第9項を第10項とし、第8項の次に次の1項を加える。

9 第7項本文の規定にかかわらず、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所（指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって、指定居宅サービス事業等その他の保健医療又は福祉に関する事業について3年以上の経験を有する指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者により設置される当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所以外の指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所であって当該指定介護予防認知

症対応型共同生活介護事業所に対して指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供に係る支援を行うもの（以下この章において「本体事業所」という。）との密接な連携の下に運営されるものをいう。以下同じ。）については、介護支援専門員である計画作成担当者に代えて、第6項の別に厚生労働大臣が定める研修を修了している者を置くことができる。

第72条中第2項を第3項とし、第1項の次に次の1項を加える。

- 2 前項本文の規定にかかわらず、共同生活住居の管理上支障がない場合は、サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所における共同生活住居の管理者は、本体事業所における共同生活住居の管理者をもって充てることができる。

第74条第1項中「又は2」を「以上3以下（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所にあっては、1又は2）」に改め、同項ただし書きを削る。

第78条第3項第1号中「委員会」の右に「（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）」を加える。

第79条中「地域密着型介護予防サービス」の右に「（サテライト型指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業所の場合は、本体事業所が提供する指定介護予防認知症対応型共同生活介護を除く。）」を加える。

第80条中第7号を第8号とし、第6号の次に次の1号を加える。

（7）虐待の防止のための措置に関する事項

第81条第3項中「ならない。」の右に「その際、当該指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、全ての介護従業者（看護師、准看護師、介護福祉士、介護支援専門員、法第8条第2項に規定する政令で定める者等の資格を有する者その他これに類する者を除く。）に対し、認知症介護に係る基礎的な研修を受講させるために必要な措置を講じなければならない。」を加え、同条に次の1項を加える。

- 4 指定介護予防認知症対応型共同生活介護事業者は、適切な指定介護予防認知症対応型共同生活介護の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護従業者の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第86条前段中「第26条」の右に「、第28条の2」を加え、「、第37条（第4項を除く。）、第38条、」を「から」に、「（第5項」を「まで（第37条第4項及び第39条第5項」に改め、同条中「規程」と、」の右に「同項、第28条の2第2項、第31条第2項第1号及び第3号、第32条第1項並びに第37条の2第1号及び第3号中」を加え、「、第32条中「介護予防認知症対応型通所介護従業者」とあるのは「介護従業者」と」を削る。

第87条第2項中「外部の者による」を「次に掲げるいづれかの」に改め、同項に次の各号を加える。

（1）外部の者による評価

（2）前条において準用する第39条第1項に規定する運営推進会議における評価

本則に次の1章を加える。

第5章 雜則 (電磁的記録等)

第91条 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第14条第1項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）及び第76条第1項並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

2 指定地域密着型介護予防サービス事業者及び指定地域密着型介護予防サービスの提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(虐待防止に係る経過措置)

2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第3条第5項及び第37条の2（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第27条、第57条及び第80条の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第28条の2（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第31条第2項（第65条及び第86条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

(認知症に係る基礎的な研修の受講に関する経過措置)

5 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第28条第3項（第65条において準用する場合を含む。）及び第81条第3項の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第29号

丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例の一
部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護
予防支援等に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する
基準等を定める条例の一部を改正する条例

丹波市指定介護予防支援等の事業の人員及び運営並びに指定介護予防支援等
に係る介護予防のための効果的な支援の方法に関する基準等を定める条例（平
成27年丹波市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中「第36条」の次に「一第37条」を加える。

第2条第4項中「介護保険施設」の次に「、障害者の日常生活及び社会生活を
総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）第51条の17第1項第1号
に規定する指定特定相談支援事業者」を加え、同条に次の2項を加える。

5 指定介護予防支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必
要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置
を講じなければならない。

6 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援を提供するに当たっては、法
第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用
し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第7条第2項中「ものである」を「ものであり、利用者は複数の指定介護予防
サービス事業者（法第53条第1項に規定する指定介護予防サービス事業者をい
う。以下同じ。）等を紹介するよう求めることができる」に改め、同条第7項を
同条第8項とし、同条第6項各号列記以外の部分中「第3項」を「第4項」に改
め、同項第1号中「第3項各号」を「第4項各号」に改め、同項を同条第7項と
し、同条第5項中「第3項第1号」を「第4項第1号」に改め、同項を同条第6
項とし、同条第4項を同条第5項とし、同条第3項中「第6項」を「第7項」に
改め、同項を同条第4項とし、同条第2項の次に次の1項を加える。

3 指定介護予防支援事業者は、指定介護予防支援の提供の開始に際し、あらかじめ、利用者又はその家族に対し、利用者について、病院又は診療所に入院する必要が生じた場合には、担当職員の氏名及び連絡先を当該病院又は診療所に伝えるよう求めなければならない。

第11条第3項中「申請が、」の次に「遅くとも」を加える。

第20条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

(6) 虐待の防止のための措置に関する事項

第21条に次の1項を加える。

4 指定介護予防支援事業者は、適切な指定介護予防支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより担当職員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第21条の次に次の1条を加える。

(業務継続計画の策定等)

第21条の2 指定介護予防支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定介護予防支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定介護予防支援事業者は、担当職員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定介護予防支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第23条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第23条の2 指定介護予防支援事業者は、当該指定介護予防支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

(1) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。

(2) 当該指定介護予防支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。

(3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第24条に次の1項を加える。

2 指定介護予防支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定介護予防支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第29条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第29条の2 指定介護予防支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。)を定期的に開催するとともに、その結果について、担当職員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定介護予防支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定介護予防支援事業所において、担当職員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条第9号中「ために」の次に「、利用者及びその家族の参加を基本としつつ、」を、「行う会議」の次に「(テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族(以下この号において「利用者等」という。)が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。)」を加え、同条第14号の次に次の1号を加える。

(14の2) 担当職員は、指定介護予防サービス事業者等から利用者に係る情報の提供を受けたときその他必要と認めるときは、利用者の服薬情報、口腔機能その他の利用者的心身又は生活の状況に係る情報のうち必要と認めるものを、利用者の同意を得て主治の医師若しくは歯科医師又は薬剤師に提供するものとする。

第33条第21号の次に次の1号を加える。

(21の2) 前号の場合において、担当職員は、介護予防サービス計画を作成した際には、当該介護予防サービス計画を主治の医師等に交付しなければならない。

第36条を第37条とし、第6章中同条の前に次の1条を加える。

(電磁的記録等)

第36条 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面(書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。)で行うことが規定されている又は想定されるもの(第10条(第35条において準用する場合を含む。)及び第33条第26号(第35条において準用する場合を含む。)並びに次項に規定するものを除く。)については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録(電子的方式、磁気的方式その他人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。)により行うことができる。

2 指定介護予防支援事業者及び指定介護予防支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの(以下「交付等」という。)のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的

方法（電子的方法、磁気的方法その他人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。
(虐待防止に係る経過措置)
- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条第5項及び第29条の2（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第20条（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とする。

（業務継続計画の策定等に係る経過措置）

- 3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第21条の2（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。
(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)
- 4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第23条の2（第35条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第30号

丹波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準
を定める条例の一部を改正する条例

丹波市指定居宅介護支援等の事業の人員及び運営等に関する基準を定める条例（平成30年丹波市条例第9号）の一部を次のように改正する。

目次中
「
 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
」
を
「
 第4章 基準該当居宅介護支援に関する基準（第33条）
 第5章 雜則（第34条）
」

に改める。

第2条第4項中「平成17年法律第123条」を「平成17年法律第123号」に改め、同条に次の2項を加える。

5 指定居宅介護支援事業者は、利用者の人権の擁護、虐待の防止等のため、必要な体制の整備を行うとともに、その従業者に対し、研修を実施する等の措置を講じなければならない。

6 指定居宅介護支援事業者は、指定居宅介護支援を提供するに当たっては、法第118条の2第1項に規定する介護保険等関連情報その他必要な情報を活用し、適切かつ有効に行うよう努めなければならない。

第6条第2項中「主任介護支援専門員」の次に「（以下この項において「主任介護支援専門員」という。）」を加え、同項に次のただし書を加える。

ただし、主任介護支援専門員の確保が著しく困難である等やむを得ない理由がある場合については、介護支援専門員（主任介護支援専門員を除く。）を前項に規定する管理者とすることができます。

第7条第2項中「できること」の次に「、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画の総数のうちに訪問介護、通所介護、福祉用具貸与及び地域密着型通所介護（以下この項において「訪問介護等」という。）がそれぞれ位置付けられた居宅サービス計画の数が占める割合、前6月間に当該指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた訪問介護等ごとの回数のうちに同一の指定居宅サービス事業者又は指定地域密着型サービス事業者によって提供されたものが占める割合」を加え、同条第4項中「第6項」を「第7項」に改める。

第16条第9号中「行う会議」の次に「（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。ただし、利用者又はその家族（以下この号において「利用者等」という。）が参加する場合にあっては、テレビ電話装置等の活用について当該利用者等の同意を得なければならない。）」を加え、同条第20号の次に次の1号を加える。

（20の2） 介護支援専門員は、その勤務する指定居宅介護支援事業所において作成された居宅サービス計画に位置付けられた指定居宅サービス等に係る居宅介護サービス費、特例居宅介護サービス費、地域密着型介護サービス費及び特例地域密着型介護サービス費（以下この号において「サービス費」という。）の総額が法第43条第2項に規定する居宅介護サービス費等区分支給限度基準額に占める割合及び訪問介護に係る居宅介護サービス費がサービス費の総額に占める割合が厚生労働大臣が定める基準に該当する場合であって、かつ、市からの求めがあった場合には、当該指定居宅介護支援事業所の居宅サービス計画の利用の妥当性を検討し、当該居宅サービス計画に訪問介護が必要な理由等を記載するとともに、当該居宅サービス計画を市に届け出なければならない。

第21条中第6号を第7号とし、第5号の次に次の1号を加える。

（6） 虐待の防止のための措置に関する事項

第22条に次の1項を加える。

4 指定居宅介護支援事業者は、適切な指定居宅介護支援の提供を確保する観点から、職場において行われる性的な言動又は優越的な関係を背景とした言動であって業務上必要かつ相当な範囲を超えたものにより介護支援専門員の就業環境が害されることを防止するための方針の明確化等の必要な措置を講じなければならない。

第22条の次に次の1条を加える。

（業務継続計画の策定等）

第22条の2 指定居宅介護支援事業者は、感染症や非常災害の発生時において、利用者に対する指定居宅介護支援の提供を継続的に実施するための、及び非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講じなければならない。

2 指定居宅介護支援事業者は、介護支援専門員に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修及び訓練を定期的に実施しなければならない。

3 指定居宅介護支援事業者は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

第24条の次に次の1条を加える。

(感染症の予防及びまん延の防止のための措置)

第24条の2 指定居宅介護支援事業者は、当該指定居宅介護支援事業所において感染症が発生し、又はまん延しないように、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における感染症の予防及びまん延の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、感染症の予防及びまん延の防止のための研修及び訓練を定期的に実施すること。

第25条に次の1項を加える。

2 指定居宅介護支援事業者は、前項に規定する事項を記載した書面を当該指定居宅介護支援事業所に備え付け、かつ、これをいつでも関係者に自由に閲覧させることにより、同項の規定による掲示に代えることができる。

第30条の次に次の1条を加える。

(虐待の防止)

第30条の2 指定居宅介護支援事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次の各号に掲げる措置を講じなければならない。

- (1) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする。）を定期的に開催するとともに、その結果について、介護支援専門員に周知徹底を図ること。
- (2) 当該指定居宅介護支援事業所における虐待の防止のための指針を整備すること。
- (3) 当該指定居宅介護支援事業所において、介護支援専門員に対し、虐待の防止のための研修を定期的に実施すること。
- (4) 前3号に掲げる措置を適切に実施するための担当者を置くこと。

第33条中「第3章」を「前章」に改める。

本則に次の1章を加える。

第5章 雜則

(電磁的記録等)

第34条 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、作成、保存その他これらに類するもののうち、この条例の規定において書面（書面、書類、文書、謄本、抄本、正本、副本、複本その他文字、図形等人の知覚によって認識することができる情報が記載された紙その他の有体物をいう。以下この条において同じ。）で行うことが規定されている又は想定されるもの（第10条（第33条において準用する場合を含む。）及び第16条第27

号（第33条において準用する場合を含む。）並びに次項に規定するものを除く。）については、書面に代えて、当該書面に係る電磁的記録（電子的方式、磁気的方式その他の人の知覚によっては認識することができない方式で作られる記録であって、電子計算機による情報処理の用に供されるものをいう。）により行うことができる。

- 2 指定居宅介護支援事業者及び指定居宅介護支援の提供に当たる者は、交付、説明、同意、承諾その他これらに類するもの（以下「交付等」という。）のうち、この条例の規定において書面で行うことが規定されている又は想定されるものについては、当該交付等の相手方の承諾を得て、書面に代えて、電磁的方法（電子的方法、磁気的方法その他の人の知覚によって認識することができない方法をいう。）によることができる。

附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しとして「（経過措置）」を付し、同項中「平成33年3月31日」を「令和9年3月31日」に改め、「第6条第2項」の右に「（第33条において準用する場合を含む。）」を加え、「（平成11年厚生省令第36号）」を削り、「第6条第1項」の右に「（第33条において準用する場合を含む。）」を加える。

附則に次の1項を加える。

- 3 令和3年4月1日以後における前項の規定の適用については、同項中「第6条第2項」とあるのは「令和3年3月31日までに法第46条第1項の指定を受けている事業所（基準該当居宅介護支援の事業を行う事業所にあっては、同日において当該事業を行っている事業所）であって、同日において当該事業所における第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する管理者（以下この項において「管理者」という。）が介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員でないものについては、第6条第2項」と、「介護支援専門員（介護保険法施行規則第140条の66第1号イ(3)に規定する主任介護支援専門員を除く。）を第6条第1項（第33条において準用する場合を含む。）に規定する」とあるのは「引き続き、同日における管理者である介護支援専門員を」とする。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は令和3年4月1日から施行する。ただし、第2条第4項の改正規定、第33条の改正規定、附則第2項の見出しを削り、同項の前に見出しを付する改正規定、同項の改正規定及び附則に1項を加える改正規定は公布の日から、第16条第20号の次に1号を加える改正規定は令和3年10月1日から施行する。

（虐待防止に係る経過措置）

- 2 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第2条第5項及び第30条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるように努めなければ」とし、第21条（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「、次に」とあるのは「、虐待の防止のための措置に関する事項に関する規程を定めておくよう努めるとともに、次に」と、「重要事項」とあるのは「重要事項（虐待の防止のための措置に関する事項を除く。）」とす

る。

(業務継続計画の策定等に係る経過措置)

3 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第22条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」と、「実施しなければ」とあるのは「実施するよう努めなければ」と、「行うものとする」とあるのは「行うよう努めるものとする」とする。

(居宅サービス事業者等における感染症の予防及びまん延の防止のための措置に係る経過措置)

4 この条例の施行の日から令和6年3月31日までの間、第24条の2（第33条において準用する場合を含む。）の規定の適用については、これらの規定中「講じなければ」とあるのは「講じるよう努めなければ」とする。

議案第31号

丹波市立市島農村環境改善センター条例を廃止する条例の制定について

丹波市立市島農村環境改善センター条例を廃止する条例を次のように定めることについて、丹波市議会の議決を経なければならない重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立市島農村環境改善センター条例を廃止する条例

丹波市立市島農村環境改善センター条例（平成16年丹波市条例第157号）は、廃止する。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第32号

丹波市立生郷交流会館の廃止について

丹波市立生郷交流会館を廃止したいので、丹波市議会の議決を経なければならぬ重要な公の施設の利用等に関する条例（平成16年丹波市条例第59号）第3条の規定に基づき、同意を求める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

- 1 施設名 丹波市立生郷交流会館
- 2 所在地 兵庫県丹波市氷上町石生700番地1
- 3 用 途 農林業施設
- 4 廃止年月日 令和3年4月1日

議案第33号

丹波市立交流施設条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市立交流施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立交流施設条例の一部を改正する条例

丹波市立交流施設条例（平成23年丹波市条例第28号）の一部を次のように改正する。

第2条中「別表第1」を「次」に改め、同条に次の表を加える。

名称	位置
丹波市立野上野交流施設	丹波市春日町野上野1512番地

第11条第1項及び第18条中「別表第2」を「別表」に改める。

別表第1を削る。

別表第2 丹波市立生郷交流会館の部を削り、同表丹波市立野上野交流施設の部ふるさと交流室の項中「同上」を「利用料金の30%の額」に改め、同表を別表とする。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。

議案第34号

市道路線の変更について（青田阿草線）

次の路線を変更したいので、道路法（昭和27年法律第180号）第10条第3項において準用する同法第8条第2項の規定に基づき、議決を求める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

変更路線

路線番号	区分	路線名	起 終 点	延長	変更予定日	備考
50001008	旧	青田阿草線	(起点) 丹波市山南町阿草字 コトノワキ1041番1 (終点) 丹波市山南町阿草字 中田1326番	1,674.9 m	議決日の翌日	起点の変更 L=89.2m減
	新		(起点) 丹波市山南町上滝字 宮ノ前1913番10及び 丹波市山南町阿草字 保木1047番3 (終点) 丹波市山南町阿草字 中田1326番	1,585.7 m		

議案第35号

丹波市住生活基本計画審議会条例の制定について

丹波市住生活基本計画審議会条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市住生活基本計画審議会条例

(設置)

第1条 本市における住生活の安定の確保及び向上の促進に関する基本的な計画（以下「住生活基本計画」という。）の策定又は変更を行うため、地方自治法（昭和22年法律第67号）第138条の4第3項の規定により、丹波市住生活基本計画審議会（以下「審議会」という。）を設置する。

(所掌事務)

第2条 審議会は、住生活基本計画の策定又は変更に必要な事項を審議し、市長の諮問に答申することをその職務とする。

(組織)

第3条 審議会は、委員12人以内で組織する。

2 委員は、次に掲げる者のうちから市長が委嘱する。

- (1) 識見を有する者
- (2) 各種団体等から選出された者
- (3) 関係行政機関の職員
- (4) 公募による市民

(任期)

第4条 委員の任期は、所掌事務の終了をもって終わるものとする。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に会長及び副会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

2 会長は、会務を総括し、審議会を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるとき又は欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、会長が議長となる。

2 会議は、委員の過半数が出席して成立し、その議事は、出席委員の過半数で決する。ただし、可否同数のときは、議長の決するところによる。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、意見を聴き、又は必要な資料の提出及び説明を求めることができる。

(庶務)

第7条 審議会の庶務は、建設部において処理する。

(その他)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営について必要な事項は、会長が会議に諮り、これを定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。

(丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)

2 丹波市特別職に属する非常勤の職員の報酬及び費用弁償に関する条例（平成16年丹波市条例第41号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

都市計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
道路整備計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

を

「

都市計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
住生活基本計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000
道路整備計画審議会委員	大学教授、准教授	1回	20,000
	上記以外	日額	7,000

」

に改める。

議案第36号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例の制定について

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市火災予防条例の一部を改正する条例

丹波市火災予防条例（平成16年丹波市条例第224号）の一部を次のように改正する。

第8条の3第1項中「第44条第10号」を「第44条第11号」に改める。

第11条の2第1項各号列記以外の部分中「変圧して、」の右に「電気自動車等（」を、「原動機付自転車をいう。」の右に「第12号において同じ。）をいう。」を加え、「50キロワット」を「200キロワット」に改め、同項第4号から第6号まで中「電気を動力源とする自動車等」を「電気自動車等」に改め、同項中第14号を第18号とし、第13号を第17号とし、同項第12号イを次のように改める。

イ 異常な高温とならないこと。

第11条の2第1項第12号に次のように加える。

ウ 温度の異常を自動的に検知する構造とし、異常な高温又は低温を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

エ 制御機能の異常を自動的に検知する構造とし、制御機能の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させること。

第11条の2第1項中第12号を第16号とし、同号の前に次の3号を加える。

(13) コネクター（充電用ケーブルを電気自動車等に接続するための部分をいう。以下この号において同じ。）について、操作に伴う不時の落下を防止する措置を講ずること。ただし、コネクターに十分な強度を有するものにあっては、この限りでない。

(14) 充電用ケーブルを冷却するため液体を用いるものにあっては、当該液体が漏れた場合に、漏れた液体が内部基盤等の機器に影響を与えない構造とすること。また、充電用ケーブルを冷却するために用いる液体の流量及び温度の異常を自動的に検知する構造とし、当該液体の流量又は温度の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

(15) 複数の充電用ケーブルを有し、複数の電気自動車等に同時に充電する機能を有するものにあっては、出力の切替えに係る開閉器の異常を自動的

に検知する構造とし、当該開閉器の異常を検知した場合には、急速充電設備を自動的に停止させる措置を講ずること。

第11条の2第1項中第11号を第12号とし、第1号から第10号までを1号ずつ繰り下げ、同項に第1号として次の1号を加える。

(1) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のもの及び消防長が認める延焼を防止するための措置が講じられているものを除く。）を屋外に設ける場合にあっては、建築物から3メートル以上の距離を保つこと。ただし、不燃材料で造り、又は覆われた外壁で開口部のないものに面するときは、この限りでない。

第17条の見出し及び同条中「充てんする」を「充填する」に改め、同条第9号中「充てん」を「充填」に改める。

第18条第1項第1号中「各号」を「ア又はイ」に改める。

第44条第14号中「充てんする」を「充填する」に改め、同号を同条第15号とし、同条中第10号から第13号までを1号ずつ繰り下げ、第9号の次に次の1号を加える。

(10) 急速充電設備（全出力50キロワット以下のものを除く。）

附則第4項中「前条」を「前項」に改める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、令和3年4月1日から施行する。ただし、第18条第1項第1号の改正規定及び附則第4項の改正規定は、公布の日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の際現に設置され、又は設置の工事がされているこの条例による改正後の丹波市火災予防条例第11条の2第1項に規定する急速充電設備に係る位置、構造及び管理に関する基準の適用については、なお従前の例による。

議案第37号

丹波市下水道条例及び丹波市下水道事業受益者負担に関する条例
の一部を改正する条例の制定について

丹波市下水道条例及び丹波市下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改
正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市下水道条例及び丹波市下水道事業受益者負担に関する条例
の一部を改正する条例

(丹波市下水道条例の一部改正)

第1条 丹波市下水道条例（平成16年丹波市条例第210号）の一部を次のように
改正する。

第7条第1項中「規則」を「規程」に改め、同項ただし書中「市において工
事を実施するときは」を「管理者が特に認めた工事については、」に改める。

第10条第2項中「、規則」を削り、「管理者の」を「管理者が」に改める。

第13条第4項第1号中「規則の規定」を「規程」に改める。

第14条第4項及び第15条第4項中「規則」を「規程」に改める。

第16条中「、規則及び」を削る。

第17条、第23条、第24条第1項、第26条第1項、第29条第2項第3号、第35
条、第37条第1項及び第39条第1項中「規則」を「規程」に改める。

第43条中「規則で」を「管理者が」に改める。

(丹波市下水道事業受益者負担に関する条例の一部改正)

第2条 丹波市下水道事業受益者負担に関する条例（平成16年丹波市条例第211
号）の一部を次のように改正する。

第5条第2項及び第7条中「規則」を「規程」に改める。

第9条中「規則で」を「管理者が」に改める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。

議案第38号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の
一部を改正する条例の制定について

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の一部を改正する条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例の
一部を改正する条例

丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例（平成16年丹波市条例第212号）の一部を次のように改正する。

第7条中「規則」を「規程」に改め、同条に次のただし書を加える。

ただし、管理者が特に認めた工事については、この限りでない。

第11条、第13条第2項第3号、第19条及び第21条第1項中「規則」を「規程」に改める。

第25条中「規則で」を「管理者が」に改める。

別表第1中

「

コミュニティ・プラント施設	氷の川第2浄化センター	丹波市氷上町井中 237番地2	北御油、南御油、 井中
し尿処理施設	柿柴東浄化センター	丹波市氷上町柿柴 701番地2	柿柴東
し尿処理施設	下油利浄化センター	丹波市氷上町油利 690番地2	下油利
農業集落排水施設	氷上西浄化センター	丹波市氷上町下新庄 684番地2	下新庄、上新庄、 清住、中、三方、 中野、三原、大 谷、長野、柿柴

」

を

「

コミュニティ	氷の川第2浄化センター	丹波市氷上町井中	北御油、南御油、
--------	-------------	----------	----------

イ・プラント 施設	ンター	237番地 2	井中
農業集落排水 施設	氷上西浄化センタ ー	丹波市氷上町下新庄 684番地 2	下新庄、上新庄、 清住、中、三方、 中野、三原、大 谷、長野、柿柴、 柿柴東

に、

「

農業集落排水 施設	野上野浄化センタ ー	丹波市春日町野上野 1418番地	野上野
農業集落排水 施設	春日西部浄化セン ター	丹波市春日町古河 507番地	朝日、園部、石 才、歌道谷、野 山、天王、長見、 新才、牛河内、山 田、大野、古河
農業集落排水 施設	春日部北浄化セン ター	丹波市春日町多利 721番地	多利、小多利、池 尾

を

「

農業集落排水 施設	野上野浄化センタ ー	丹波市春日町野上野 1418番地	野上野
農業集落排水 施設	春日部北浄化セン ター	丹波市春日町多利 721番地	多利、小多利、池 尾

に、「谷川ニュータウン」を「松ヶ端」に改める。

別表第2中「柿柴東浄化センター」、「下油利浄化センター」及び「春日西部
浄化センター」を削る。

附 則

(施行期日)

- この条例は、公布の日から施行する。ただし、別表第1の改正規定（「谷川
ニュータウン」を「松ヶ端」に改める部分を除く。）及び別表第2の改正規定
は、令和3年4月1日から施行する。
(経過措置)
- 改正後の丹波市コミュニティ・プラント及び農業集落排水処理施設条例第
13条の規定は、使用料の額が施行日以後に確定するものについて適用し、使用
料の額が令和3年3月31日以前に確定するものについては、なお従前の例に
よる。

議案第39号

丹波市立教育支援センター条例の制定について

丹波市立教育支援センター条例を次のように定める。

令和3年2月24日提出

丹波市長 林 時彦

丹波市条例第 号

丹波市立教育支援センター条例

(設置)

第1条 地方教育行政の組織及び運営に関する法律(昭和31年法律第162号)第30条の規定に基づき、教育上の諸問題に対応するため、丹波市立教育支援センターを設置する。

(名称及び位置)

第2条 丹波市立教育支援センターの名称及び位置は、次のとおりとする。

名称	位置
丹波市立教育支援センター	丹波市春日町黒井1519番地1

(事業)

第3条 丹波市立教育支援センター(以下「支援センター」という。)は、次に掲げる事業を行うものとする。

- (1) 適応指導に関すること。
- (2) 教育相談に関すること。
- (3) いじめ問題に関すること。
- (4) 教育関係職員の研修に関すること。
- (5) 前各号に定めるもののほか、丹波市教育委員会(以下「教育委員会」という。)が必要と認める事業

(開館時間)

第4条 支援センターの開館時間は、午前9時から午後5時までとする。

2 前項の規定にかかわらず、教育委員会が特に必要と認めたときは、同項に規定する開館時間を変更することができる。

(休館日)

第5条 支援センターの休館日は、次のとおりとする。ただし、教育委員会が特に必要と認めたときは、休館日を変更して開館することができる。

- (1) 日曜日及び土曜日
- (2) 国民の祝日にに関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日
- (3) 12月29日から翌年1月3日まで
- (4) その他教育委員会が管理上必要と認めた日

(職員)

第6条 支援センターに、施設長その他必要な職員を置く。

(その他)

第7条 この条例の施行に関し必要な事項は、教育委員会規則で定める。

附 則

この条例は、令和3年4月1日から施行する。